事 務 連 絡 平成 29 年 1 月 18 日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課 振興課

介護保険分野における情報連携開始に向けた対応について

日頃より、介護保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年1月から個人番号の利用及び希望者に対する個人番号カードの交付が開始されており、本年7月からは情報連携が開始されます。

情報連携開始に向けては、全国介護保険担当課長会議等で着実に準備を進めていただくよう依頼させていただいているところですが、今般、情報連携開始に当たっての留意事項を別紙にまとめました。

各都道府県におかれましては、これらを踏まえ、着実な準備を更に進めてい ただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨を管内の市町村(指定都市及び 特別区を含む。)、一部事務組合及び広域連合に周知していただくとともに、管 内市町村等における情報連携開始に向けた準備が円滑に実施されるよう、準備 状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

介護保険分野における情報連携開始に当たっての留意事項

1. 介護保険に関する事務における情報連携の開始に係る留意事項

介護保険の各種事務手続きに係る情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の開始は、基本的に平成29年7月から実施されることとなるが、一部の事務手続きについては、その手続きに必要な一部のデータ項目がデータ標準レイアウトにおいて提供される項目となっていない。これにより、以下に掲げる手続きについて、必要な地方税項目が取得出来ない場合は下記による対応を行うまでの間、従来どおりの事務運用にて対応頂きたい。

なお、以下に掲げる当面の間の運用に当たっては、従来どおり、庁内連携や他市町村への 照会等による確認が可能である場合は、当該運用による確認を進め、被保険者に添付書類の 提出を求めるのは、必要最小限にするよう配慮をお願いする。

また、情報提供ネットワークシステムを使用せずに、他市町村に対して地方税情報の照会を行う場合は、特定個人情報の提供制限について定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第19条の規定に留意し、個人番号をマスキングするなどの対応が必要であることに留意すること。

【今後の対応について】

- ・データ標準レイアウトにおける以下に掲げる手続きについては、次期データ標準レイアウトの改版に向けて、当該情報を扱う市町村税務当局を所管する総務省と協議の上、必要な措置を講じる予定である。
- ・なお、次期データ標準レイアウトの改版は平成29年4月、当該改版を踏まえた情報連携の開始は平成30年7月を予定している。

| 【必要な一部の項目が提供される項目となっていない手続き】 | 【必要なー | ・部の項目が | が提供され | .る項目となっ | っていない手続き】 |
|------------------------------|-------|--------|-------|---------|-----------|
|------------------------------|-------|--------|-------|---------|-----------|

| 新管理 番号 | 手続名 | 別表第二 主務省令の 条項 | 提供されない データ項目 | 当面の間の運用 |
|-----------|------------------|---------------------|-----------------|------------|
| 68 - 100 | 特定入所者介護サービス費の支給 | 第 47 条第 1 項 | 地方税関係情報に係る | 必要な地方税項目が |
| | の要件確認(世帯構成員が2以上 | 第 22 号 | データ項目のうち、合 | 取得出来ない場合は |
| | の場合の特例減額措置) | | 計所得金額や公的年金 | 従来どおりの方法に |
| 68 - 121 | 特例特定入所者介護サービス費の | 第 47 条第 1 項 | 等収入額等の項目は掲 | より情報を取得する。 |
| | 支給の要件確認(世帯構成員が 2 | 第 22 号 | 載されている(提供さ | (庁内連携や他市町 |
| | 以上の場合の特例減額措置) | | れる項目となってい | 村への照会等で地方 |
| 68 - 216 | 特定入所者介護サービス費の支給 | 第 47 条第 1 項 | る)が、公的年金等所 | 税情報が取得可能で |
| | に係る配偶者の所得勘案(特例減 | 第 22 号 | 得額の項目については | あり、添付省略が可能 |
| | 額措置) | | 掲載されていない(提 | となる場合には、添付 |

| | | | 供される項目となって いない)状況。 | 書類の提出を求める 必要はない。) |
|--------|--|-----------------------|--|--|
| 68-179 | 保険料滞納者に係る支払い方法の 変更を行う際の特別な事情の確認 | 第 47 条第 1 項 第 7 号 | 生活保護関係情報に係 るデータ項目のうち、 | 必要な生活保護情報 の項目が取得出来な |
| 68-182 | 保険料滞納者に係る支払い方法の 変更の記載の削除を行う場合の特 別な事情があることの確認 | 第 47 条第 1 項 第 8 号 | 生活扶助の受給に関す る項目については掲載 されていない(提供さ | い場合は従来どおり の方法により情報を 取得する。(庁内連携 |
| 68-185 | 保険給付の支払の一時差止を行う 際の特別な事情の確認 | 第 47 条第 1 項 第 9 号 | れる項目となっていな い)状況。 | や他市町村への照会 等で生活保護関係情 |
| 68-196 | 第2号被保険者の保険給付の一時 差止を行う際の特別な事情の確認 | 第 47 条第 1 項 第 10 号 | | 報が取得可能であり、 添付省略が可能とな |
| 68-199 | 第2号被保険者の保険給付の一時 差止の記載の削除を行う場合の特 別な事情があることの確認 | 第 47 条第 1 項 第 11 号 | | る場合には、添付書類 の提出を求める必要 はない。) |
| 68-208 | 高額介護サービス費の現役並み所 得者の判定 | 第 47 条第 1 項 第 4 号 | 地方税関係情報に係るデータ項目のうち、株 | 必要な地方税項目が 取得出来ない場合は 従来どおりの方法に より情報を取得する。 (庁内連携や他市町 村への照会等で地方 税情報が取得可能で あり、添付省略が可能 となる場合には、添付 |
| 68-210 | 高額介護サービス費の現役並み所 得者の収入判定 | 第 47 条第 1 項 第 4 号 | 式等譲渡所得額(申告 分離)や上場株式等譲 渡損失繰越控除額等、 | |
| 68-212 | 高額介護予防サービス費の現役並 み所得者の判定 | 第 47 条第 1 項 第 6 号 | 仮領大線圏控席領寺、 必要な項目が掲載され ていない(提供される | |
| 68-214 | 高額介護予防サービス費の現役並 み所得者の収入判定 | 第 47 条第 1 項 第 6 号 | 項目となっていない)状況。また、収入額に | |
| 68-235 | 総合事業の高額介護予防サービス 費相当事業及び高額医療合算介護 予防サービス費相当事業に係る現 役並み所得者の判定 | 第 47 条第 1 項 第 16 号 | 関しては給与収入額と 公的年金等収入額のみ が提供できる項目とな っているため留意する | 書類の提出を求める 必要はない。) |
| 68-237 | 総合事業の高額介護予防サービス 費相当事業及び高額医療合算介護 予防サービス費相当事業に係る現 役並み所得者の収入判定にかかる 申請の受理、確認 | 第 47 条第 1 項 第 16 号 | こと。 | |

[※] 平成28年9月7日老発0907第2号「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について(平成29年4月1日施行)」、平成28年9月14日老発0914第2号「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について(平成30年4月1日施行)」で周知した所得指標の見直しについては、次期データ標準レイアウトの改版において反映させるよう検討する予定である。

情報提供ネットワークシステムを介した「地方税関係情報」の照会については、地方税法に基づく守秘義務との関係上、情報照会を行う事務手続の根拠法令に、本人(番号利用法第2条第6項に規定する「本人」をいう。以下同じ。)に対する質問検査権及びそれに応じない場合の担保措置(罰則等)がない場合、当該事務手続が申請に基づき行われ、かつ、その際に本人の同意を取ることが必要とされたところである。

これに関し、平成27年12月15日付事務連絡「介護保険分野等における番号制度の導入について」において、「第2号被保険者の配偶者や世帯構成員について情報連携及び庁

内連携により地方税関係情報を取得する場合は、別途その者の同意を得る必要があり、この方法としては、例えば申請書にその者の同意欄等を設けること等が考えられる。」と周知したところであるが、現在、次期通常国会に提出する予定の介護保険法の改正案において、第2号被保険者の配偶者や世帯構成員についても質問検査権が及び、上記の同意が不要となるよう見直しを行うことを検討している。

※資料の掲載場所

厚生労働省各制度所管部局からの事務連絡、参考資料等は、デジタル PMO の以下のページから参照可能である。

(https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/1525?documentId=152 5&documentId=1525)

事 務 連 絡 平成 29 年 1 月 18 日

都道府県後期高齢者医療主管課(部) 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療における情報連携開始に向けた対応について

日頃より、後期高齢者医療制度の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申 し上げます。

昨年1月から個人番号の利用及び希望者に対する個人番号カードの交付が開始されており、本年7月からは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供(以下「情報連携」という。)が開始されます。

情報連携開始に向けては、番号制度担当者向け各種説明会等で着実に準備を 進めていただくよう依頼しているところですが、今般、情報連携開始に当たっ ての留意事項を別紙にまとめました。

後期高齢者医療広域連合におかれましては、内容を御了知の上、情報連携開始に向けて引き続き準備を進めていただくとともに、その実施に遺漏のないようにご対応をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管下市町村(特別区を含む。)への周知 をお願いいたします。

後期高齢者医療分野における情報連携開始に当たっての留意事項

1. 後期高齢者医療分野における情報連携開始に係る留意事項

後期高齢者医療の各種事務手続きに係る情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の開始は、基本的に平成29年7月から実施されることとなるが、一部の事務手続きについては、その手続きに必要な一部のデータ項目が、データ標準レイアウトにおいて提供される項目となっていない。

このことから、以下に掲げる手続きについては、下記による対応を行うまでの間、従来どおり、前住所地の市町村に所得照会書を送付する等の事務運用にて対応頂きたい。

また、情報提供ネットワークを使用せずに、他市町村に対して地方税情報の照会を行う場合は、特定個人情報の提供制限について定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第19条の規定に留意し、個人番号をマスキングするなどの対応が必要であることに留意すること。

【今後の対応について】

- データ標準レイアウトにおいて、以下に掲げる手続きについては、次期データ標準レイアウトの 改版に向けて、当該情報を扱う市町村税部局を所管する総務省と協議の上、必要な措置を講じる予 定である。
- ・ なお、次期データ標準レイアウトの改版は平成29年4月、当該改版を踏まえた情報連携の開始は、 平成30年7月を予定している。

【必要な一部の項目が提供される項目となっていない手続き】

| 新管理 番号 | 手続名 | 別表第二 主務省令の条項 | 提供されない データ項目 | 当面の間の運用 |
|-----------|---------------------|----------------------|---|--|
| 59-48 | 一部負担金に係る所 得の額の算定 | 第 43 条第 1 項第 1 号イ | 地方税関係情報に係るデータ項目のうち、株式等譲渡所得額(申告分離) や各種繰越控除額等、必要な項目が掲載されていない(提供される項目となっていない)状況。 | 従前どおりの事務運用により情報を取得する。なお、情報と サる。なお、情報と サるで使用せずに、 他市町村に対して地 方税情報の照会を行 |
| 59-51 | 基準収入額適用申請 (確認) | 第 43 条第 1 項第 1 号イ | 地方税関係情報に係るデータ項目のうち、各種収入金額等、必要な項目が掲載されていない(提供される項目となっていない)状況。 | う場合は、特定個人 情報の提供制限を定 めた番号利用法第 19 条の規定に留意 し、個人番号をの も とがするな が必要であること に留意すること。 |

| 新管理 番号 | 手続名 | 別表第二 主務省令の条項 | 提供されない データ項目 | 当面の間の運用 |
|-----------|--|----------------------|--|---|
| 59-56 | 限度額適用・標準負担 額減額認定証の交付 | 第 43 条第 1 項第 10 号 | 地方税関係情報に係るデータ項目のうち、株式等譲渡所得額(申告分離) や各種繰越控除額等、必要な項目が掲載されてい | 従前どおりの事務運 用により情報を取得 する。なお、情報提 供ネットワークシス テムを使用せずに、 |
| 59-62 | 限度額適用・標準負担 額減額認定証の検認 又は更新(交付) | 第 43 条第 1 項第 11 号 | ない (提供される項目となっていない) 状況。 | 他市町村に対して地方税情報の照会を行う場合は、特定個人情報の提供制限を定めた番号利用法第 |
| 59-65 | 食事療養標準負担額 の減額に関する特例 による入院時食事療 養費又は保険外併用 療養費の支給 | 第 43 条第 1 項第 8 号 | | 19 条の規定に留意 し、個人番号をマス キングするなどの対 応が必要であること に留意すること。 |
| 59-67 | 生活療養標準負担額 の減額に関する特例 による入院時生活療 養費又は保険外併用 療養費の支給 | 第 43 条第 1 項第 8 号 | | |
| 59-78 | 特定疾病給付対象療 養に係る後期高齢者 医療広域連合の認定 【被保険者への通知】 | 第 43 条第 1 項第 9 号 | | |
| 59-90 | 高額療養費の支給 | 第 43 条第 1 項第 2 号 | | |
| 59-96 | 高額介護合算療養費 の支給に関する事務 【基準日被保険者】 | 第 43 条第 1 項第 3 号口 | | |
| 59-110 | 保険料の賦課 | 第 43 条第 1 項第 5 号口 | 地方税関係情報に係るデータ項目のうち、雑損失 繰越控除額等、必要な項目が掲載されていない (提供される項目となっていない)状況。 | |

情報提供ネットワークシステムを介した地方税関係情報の照会については、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 22 条に基づく守秘義務の関係上、情報照会を行う事務手続きの根拠法令に、<u>本人</u>(番号利用法第 2 条第 6 項に規定する「本人」をいう。以下同じ。)<u>に対する質問検査権及びそれに応じない場合の担保措置(罰則等)がない場合</u>、当該情報を提供するには、<u>本人の同意</u>を取ることが必要である。

しかしながら、後期高齢者医療における手続きについては、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57年法律第80号)第137条、第171条第3項及び後期高齢者医療広域連合の条例の規定により守秘義務が解除されることとなるため、地方税関係情報を照会する際に本人の同意を得る必要はない。

※資料の掲載場所

厚生労働省各制度所管部局からの事務連絡、参考資料等は、デジタル PMO の以下のページから参照可能である。

https://mhlw.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/1522

以上

事 務 連 絡 平成 29 年 1 月 18 日

各都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険分野における情報連携開始に向けた対応について

日頃より、医療保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年1月から個人番号の利用及び希望者に対する個人番号カードの交付が開始されており、本年7月からは、情報連携が開始されます。

情報連携開始に向けては、番号制度担当者向けの各種説明会等で着実に準備を進めていただくよう依頼させていただいているところですが、今般、情報連携開始に当たっての留意事項を別紙にまとめました。

各都道府県におかれましては、これらを踏まえ、着実な準備を更に進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨を管内の市町村(指定都市及び特別区を含む。以下同じ。)及び国民健康保険組合(以下、「国保組合」という。)に周知していただくとともに、管内市町村及び国保組合における情報連携開始に向けた準備が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

国民健康保険分野における情報連携開始に当たっての留意事項

1. 国民健康保険分野における情報連携開始に係る留意事項

国民健康保険の各種事務手続きに係る情報連携の開始は、基本的に平成29年7月から実施されることとなるが、一部の事務手続きについては、その手続きに必要な一部のデータ項目が、データ標準レイアウトにおいて提供される項目となっていない。

このため、以下に掲げる手続きについては、下記による対応を行うまでの間、従来どおりの事務運用 にて対応頂きたい。

なお、以下に掲げる当面の間の運用に当たっては、従来どおり、庁内連携や他市町村への照会等による確認が可能である場合は、当該運用による確認を進め、被保険者に添付書類の提出を求めるのは、必要最小限にするよう配慮をお願いする。

また、情報提供ネットワークシステムを使用せずに、他市町村に対して地方税情報の照会を行う場合は、特定個人情報の提供制限について定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 19 条の規定に留意し、個人番号をマスキングするなどの対応が必要であることに留意すること。

【今後の対応について】

- ・データ標準レイアウトにおける以下に掲げる手続きについては、次期データ標準レイアウトの改版に向けて、当該情報を扱う市町村税務当局を所管する総務省と協議の上、必要な措置を講じる予定である。
- ・なお、次期データ標準レイアウトの改版は平成29年4月、当該改版を踏まえた情報連携の開始は平成30年7月を予定している。

【必要な一部の項目が提供される項目となっていない手続き】

| 新管理 番号 | 手続名 | 別表第二 主務省令の条項 | 提供されない データ項目 | 当面の間の運用 |
|-----------|-----------|------------------|---|---|
| 30-16 | 高齢受給者証の交付 | 第 25 条第 1 項第 1 号 | 地方税関係情報に係 るで、株告報連連に の所や、、は をでは、は をできるでは、は をできるできるです。 をできるできるできるできる。 は、は では、は では、は では、は では、 では、 では、 | 従来どおりの事務運用の方法に まり情報を取得する。(庁内連携 や他市町得可能であり、 で地方で地方で地方で地方で地方で地方ではなりはない。) は、被とてない。からなどのおいる場合にはない。 は、後継出情報のおいるがは、 は、を報見してないからいる。 は、で地方ではない。 は、で地方で地方で地方ではない。 は、で地方ではない。 は、で地方ではない。 は、で地方ではない。 は、で地方ではない。 がよるのが、で地方では、のいたがは、 は、では、のいたがは、 は、の対のにする。 は、の対のにする。 にいるのにはない。 は、の対のには、のにはないが、 は、の対のには、のにはないである。 にいるのは、 は、の対のには、 は、の対のには、 は、の対のには、 は、の対のには、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は |

| 新管理 番号 | 手続名 | 別表第二 主務省令の条項 | 提供されない データ項目 | 当面の間の運用 |
|--------|---|-----------------------|--|---|
| 30-38 | 基準収入額適用 申請の確認 | 第 25 条第 1 項 第 1 号 | 地方税関係情報に係るデータ項目のうち、各種収入金額等、必要な項目が掲載されていない(提供される項目となっていない)状況。 | 従来どおりの事務運用の方法により情報を取得する。(庁内連携や他市町村への照会等で地方税情報が取得可能であり、添付省略が可能となる場合には、被保険者に対して添付書類の提出を求める必要はない。) なお、情報 |
| 30-42 | 国民健康保険法 による入院時食 事療養費標準負 担額減額の認定 の申請の確認 | 第 25 条第 1 項 第 11 号 | 地方税関係情報に係 るデータ項目のう ち、株式等譲渡所得 額(申告分離等、や 種繰越控除額等、必 要な項目が掲載され ていないと る項目となっ | 提供ネットワークシステムを使用せずに、他市町村に対して地方税情報の照会を行う場合は、特定個人情報の提供制限を定めた番号利用法第19条の規定に留意し、個人番号をマスキングするなどの対応が必要であることに留意すること。 |
| 30–47 | 国に事担る提こって申請の確認 | 第 25 条第 1 項第 11 号 | い)状況。 | |
| 30–50 | 国に事担る提こったの申請の機のでは、事類のでは、おります。これでは、おりに、おりに、おりに、ののでは、おりに、おり、は、ののでは、は、のは、は、のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | 第 25 条第 1 項 第 11 号 | | |

| 新管理 番号 | 手続名 | 別表第二 主務省令の条項 | 提供されない データ項目 | 当面の間の運用 |
|-----------|-----------|-----------------|-----------------------|--------------------------------------|
| | 国民健康保険法 | 第 25 条第 1 項 | 地方税関係情報に係 | 従来どおりの事務運用の方法に |
| | による入院時生 | 第 11 号 | るデータ項目のう ち、株式等譲渡所得 | より情報を取得する。(庁内連携 や他市町村への照会等で地方税 |
| 30-52 | 活療養標準負担 | | 額(申告分離)や各 | 情報が取得可能であり、添付省 |
| | 額減額の認定の | | 種繰越控除額等、必 | 略が可能となる場合には、被保 |
| | 申請の確認 | | 要な項目が掲載されていない (提供され | 険者に対して添付書類の提出を 求める必要はない。) なお、情報 |
| | 国民健康保険法 | 第 25 条第1項 | る項目となっていない。 | 提供ネットワークシステムを使 |
| | による入院時生 | 第 12 号 | い)状況。 | 用ですに、他中町村に対して地 方税情報の照会を行う場合は、 |
| | 活療養標準負担 | | | 特定個人情報の提供制限を定め |
| | 額減額に関する | | | た番号利用法第19条の規定に留 |
| 30-54 | 減額認定証を提 | | | 意し、個人番号をマスキングす るなどの対応が必要であること |
| | 出しなかったこ | | | に留意すること。 |
| | とにより支払っ | | | |
| | た額の給付の申 | | | |
| | 請の確認 | | | |
| | 国民健康保険法 | 第 25 条第1項 | | |
| | による入院時生 | 第 12 号 | | |
| | 活療養費標準負 | | | |
| | 担額減額に関す | | | |
| | る減額認定証を | | | |
| 30-56 | 提出しなかった | | | |
| | ことにより支払 | | | |
| | った額の給付の | | | |
| | 申請の確認 (保険 | | | |
| | 外併用療養費) | | | |
| | 国民健康保険法 | 第 25 条第1項 | | |
| | による限度額適 | 第 11 号、第 12 | | |
| | 用減額認定証を | 号 | | |
| | 提出しなかった | | | |
| | ことによる入院 | | | |
| 30-58 | 時食事療養費又 | | | |
| | は入院時生活療 | | | |
| | 養費の支払った | | | |
| | 額の給付の申請 | | | |
| | の確認 | | | |
| | | | | |

| 新管理 番号 | 手続名 | 別表第二 主務省令の条項 | 提供されないデータ 項目 | 当面の間の運用 |
|-----------|---|-----------------------|--|--|
| 30-72 | 国民健康保険法施行令第29条の4第1項第1号又は第2号の保険者の認定(限度額適用認定証の申請の確認) | 第 25 条第 1 項 第 15 号 | 地方税関係情報に係 るデータ項目のう ち、株ま合分離) を を を を を を を を を を を を を を を を を を を | 従来どおりの事務運用の方法により情報を取得する。(庁内連携や他市町村への照会等で地方税情報が取得可能であり、添付省略が可能となる場合には、被保険者に対して添付書類の提出を求める必要はない。)なお、情報提供ネットワークシステムを使用せずに、他市町村に対して地方税情報の照会を行う場合は、特定個人情報の提供制限を定めた番号利用法第19条の規定に対してある。 |
| 30-80 | 国民作の 4 第 29 条 3 第 3 年 3 年 4 年 5 年 5 年 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 | 第 25 条第 1 項第 16 号 | | 意し、個人番号をマスキングするなどの対応が必要であることに留意すること。 |
| 30-88 | 国民健康保険法 による特定疾患 対象療養の申請 の確認 | 第 25 条第 1 項 第 13 号 | | |
| 30-94 | 国民健康保険法 による特定疾病 の保険者の認定 申請の確認 | 第 25 条第 1 項 第 14 号 | | |
| 30–101 | 国民健康保険法 による高額療養 費の給付の受給 申請の確認 | 第 25 条第 1 項 第 2 号 | | |

| 新管理 番号 | 手続名 | 別表第二 主務省令の条項 | 提供されない データ項目 | 当面の間の運用 |
|-----------|--|-----------------------|--|---|
| 30–105 | 国民健康保険法 による高額介護 合算療養費の支 給に関する事務 | 第 25 条第 1 項 第 3 号口 | 地方税関係情報に係 るデータ項目のう ち、株告分離等、 額(申告分離等、 を 種繰越控除掲載 で で で で で の の の の の の の の の の の の の の | 従来どおりの事務運用の方法により情報を取得する。(庁内連携や他市町村への照会等で地方税情報が取得可能であり、添付省略が可能となる場合には、被保険者に対して添付書類の提出を求める必要はない。) なお、情報提供ネットワークシステムを使用せずに、他市町村に対して地 |
| 30-129 | 国民健康保険料 の賦課 | 第 25 条第 1 項 第 7 号イ | 地方税関係情報に係 るデータ項目のう ち、雑損失繰越控除 額等、必要な項目が | 方税情報の照会を行う場合は、 特定個人情報の提供制限を定め た番号利用法第 19 条の規定に留 意し、個人番号をマスキングす |
| 16-13 | 国民健康保険税 の賦課 | 第 20 条第 1 項 第 8 号イ | 掲載されていない (提供される項目と なっていない)状況。 | るなどの対応が必要であること に留意すること。 |
| 30-138 | 国民健康保険組 合に対する国庫 補助等の算定 | 第 25 条第 1 項 第 6 号 | 地方税関係情報に係 るデータ項目のう ち、株式等譲渡所得 額(申告分離)等、 必要な項目が掲載されていない(提供でいないはない) れる項目となっていない)状況。 | |

情報提供ネットワークシステムを介した「地方税関係情報」の照会については、地方税法に基づく 守秘義務との関係上、情報照会を行う事務手続きの根拠法令に、<u>本人</u>(番号利用法第2条第6項に規 定する「本人」をいう。以下同じ。)<u>に対する質問検査権及びそれに応じない場合の担保措置(罰則等)がない場合</u>、当該事務手続きが申請に基づき行われ、かつ、その際に<u>本人の同意</u>を取ることが必要と されたところである。

国民健康保険分野の各事務手続きにおける「地方税関係情報」の照会に係る取扱いについては、別 途通知等により周知する予定であることを申し添える。

※資料の掲載場所

厚生労働省各制度所管部局からの事務連絡、参考資料等は、デジタル PMO の以下のページから参照可能である。

【市町村国保向け】

https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/1525?documentId=1525&documentId=1525

【国保組合向け】

https://mhlw.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/1522

各都道府県児童福祉主管課長 様

厚生労働省雇用均等 · 児童家庭局家庭福祉課

児童福祉分野における情報連携開始に向けた対応について

日頃より、児童福祉事業の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年1月から個人番号の利用及び希望者に対する個人番号カードの交付が開始されており、本年7月からは、情報連携が開始されます。

情報連携開始に向けては、番号制度担当者向けの各種説明会等で着実に準備を進めていただくよう依頼させていただいているところですが、今般、情報連携開始に当たっての留意事項を別紙にまとめました。

各都道府県におかれましては、この旨を管内の市区町村(指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。)に周知していただくとともに、管内市区町村における情報連携開始に向けた準備が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

児童福祉分野における情報連携開始に当たっての留意事項

1. 児童福祉分野における情報連携開始に係る留意事項

児童福祉分野の各種事務手続きに係る情報連携ネットワークシステムを利用した情報連携の開始は、 基本的に平成29年7月から実施されることとなるが、一部の事務手続きについては、その手続きに必要な一部のデータ項目が、データ標準レイアウトにおいて提供される項目となっていない。

このため、以下に掲げる手続きについては、下記による対応を行うまでの間、従来どおりの事務運用 にて対応頂きたい。

なお、以下に掲げる当面の間の運用に当たっては、従来どおり、庁内連携や他市町村への照会等による確認が可能である場合は、当該運用による確認を進め、申請者に添付書類の提出を求めるのは、必要最小限にするよう配慮をお願いする。

また、情報提供ネットワークシステムを使用せずに、他市町村に対して地方税情報の照会を行う場合は、特定個人情報の提供制限について定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 19 条の規定に留意し、個人番号をマスキングするなどの対応が必要であることに留意すること。

【今後の対応について】

- ・データ標準レイアウトにおける以下に掲げる手続きのうち地方税関係情報を照会するものについては、 次期データ標準レイアウトの改版に向けて、当該情報を扱う市町村税務当局を所管する総務省と協議の 上、必要な措置を講じる予定である。
- ・なお、次期データ標準レイアウトの改版は平成29年4月、当該改版を踏まえた情報連携の開始は平成30年7月を予定している。

【必要な一部の項目が提供される項目となっていない手続き(地方税情報)】

| 新管理 | 壬结夕 | 別表第二 | 提供されない | 半帯の間の海田 |
|-----|---|---------|--------|--|
| 番号 | 一 | 主務省令の条項 | データ項目 | 当画の間の連用 |
| | 手続名 自立支援教育訓 練給付金の支給 申請に係る事実 についての審査 (支給決定) | | | 当面の間の運用 従来どおりの事務運用の方法により情報を取得する。(庁内連携や他市町村への照会等で地方税情報が取得可能であり、添付省略が可能となる場合には、申請者に対して添付書類の提出を求める必要はない。)なお、情報提供ネットワークシステムを使用せずに、他市町村に対して地方税情報の照会を行う場合は、特定個人情報の提供制限を定めた番号利用法第19条の規定に留意 |
| | | | | し、個人番号をマスキングする などの対応が必要であることに 留意すること。 |

| 新管理 番号 | 手続名 | 別表第二 主務省令の条項 | 提供されない データ項目 | 当面の間の運用 |
|-----------|--|-----------------|--|--|
| 45-8 | 高等職業訓練促 進給付金の支給 申請に係る事実 についての審査 (支給決定) | 第 36 条第1項第2号イ | 地方税関係情報に係るデータ項目のうち、配偶者控除等(老人控除対象配偶者)が掲載されていない(提供される項目となっていない)状況。 | 従来どおりの事務運用の方法により情報を取得する。(庁内連携や他市町村への照会等で地方税情報が取得可能であり、添付省略が可能となる場合には、申請者に対して添付書類の提出を求める必要はない。)なお、情報提 |
| 45-9 | 高等職業訓練修 了支援給付金の 支給申請に係る 事実についての 審査(支給決定) | 第36条第1項 第2号イ | | 供ネットワークシステムを使用せずに、他市町村に対して地方税情報の照会を行う場合は、特定個人情報の提供制限を定めた番号利用法第19条の規定に留意し、個人番号をマスキングするなどの対応が必要であることに留意すること。 |

【必要な一部の項目が提供される項目となっていない手続き(地方税情報以外)】

| 新管理 番号 | 手続名 | 別表第二 主務省令の条項 | 提供されない データ項目 | 当面の間の運用 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------------|--|--|
| 37–37 | 児童扶養手当の 認定請求に係る 事実についての 審査 | 第 31 条第 1 項 第 4 号口 | データ項目のうち、 精神障害者保健福祉 手帳情報が掲載され ていない(提供され る項目となっていない)状況。 | 従来どおり精神障害者保健手帳 の確認等の方法により情報を取 得する。 |

2. その他

情報提供ネットワークシステムを介した「地方税関係情報」の照会については、地方税法に基づく守秘義務との関係上、情報照会を行う事務手続きの根拠法令に、<u>本人</u>(番号利用法第2条第6項に規定する「本人」をいう。以下同じ。)に対する質問検査権及びそれに応じない場合の担保措置(罰則等)がない場合、当該事務手続きが申請に基づき行われ、かつ、その際に<u>本人の同意</u>を取ることが必要とされたところである。

児童福祉分野の各事務手続きにおける「地方税関係情報」の照会に係る取扱いについては、別途通知等により周知する予定であることを申し添える。

※資料の掲載場所

厚生労働省各制度所管部局からの事務連絡、参考資料等は、デジタル PMO の以下のページから参照可能である。

https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/1525?documentId=1525&documentId=1525

事 務 連 絡 平成 29 年 1 月 25 日

各都道府県障害保健福祉主管課(部) 御中

厚生労働省社会 · 援護局障害保健福祉部

企 画 課障 害 福 祉 課精神・障害保健課

障害保健福祉分野における情報連携開始に向けた対応について

日頃より、障害保健福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し 上げます。

昨年1月から個人番号の利用及び希望者に対する個人番号カードの交付が開始されており、本年7月からは、情報連携が開始されます。

情報連携開始に向けては、番号制度担当者向けの各種説明会等で着実に準備を進めていただくよう依頼させていただいているところですが、今般、情報連携開始に当たっての留意事項を別紙にまとめました。

各都道府県におかれましては、これらを踏まえ、着実な準備を更に進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨を管内の市町村(指定都市及び特別区を含む。以下同じ。)に周知していただくとともに、管内の市町村における情報連携開始に向けた準備が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

障害保健福祉分野における情報連携開始に当たっての留意事項

1. 障害保健福祉分野における情報連携開始に係る留意事項

障害保健福祉分野の各種事務手続に係る情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の開始は、基本的に平成29年7月から実施されることとなるが、一部の事務手続については、その手続に必要な一部のデータ項目が、データ標準レイアウトにおいて提供される項目となっていない。

このことから、以下に掲げる手続については、下記による対応を行うまでの間、従来どおりの事務運用にて対応いただきたい。

なお、以下に掲げる当面の間の運用に当たっては、従来どおり、庁内連携や他市町村への 照会等による確認が可能である場合は、当該方法による確認を進め、申請者に添付書類の提 出を求めるのは、必要最小限にするよう配慮をお願いする。

また、情報提供ネットワークシステムを使用せずに、他市町村に対して地方税情報の照会を行う場合は、特定個人情報の提供制限について定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第19条の規定に留意し、個人番号をマスキングするなどの対応が必要であることに留意すること。

【今後の対応について】

- ・データ標準レイアウトにおける以下に掲げる手続については、次期データ標準レイアウト の改版に向けて、当該情報を扱う市町村税務当局を所管する総務省と協議の上、必要な措置 を講じる予定である。
- ・なお、次期データ標準レイアウトの改版は平成29年4月、当該改版を踏まえた情報連携の開始は平成30年7月を予定している。

【必要な一部の項目が情報連携において提供される項目となっていない手続】

| 新管理番号 | 手続名 | 別表第二 主務省令の条項 | 提供されない データ項目 | 当面の間の運用 |
|-------|---------------------------|-----------------|--|--|
| 47-22 | 特別障害者手当 の認定 | 第 38 条第 1 号イ | 地方税関係情報 に係るデータ項 目のうち、公的年 金等収入額等 | 従来どおりの事務運用の方法により情報を取得する。(庁内連携や他市町村への照会等で地方税情報が取得可能であり、添付省略が可能となる場合には、申請者に対して添付書類の提出を求める必要はない。) ただし、当該データ項目が提 |
| 47-26 | 特別障害者手当 所得状況届の内 容確認 | 第38条第2号 | | 供されなくても、特別障害者手 当の認定や特別障害者手当所得 状況届の内容確認に支障が生じ ない場合(申請者が65歳未満の 場合等)は、情報提供ネットワ ークシステムを使用して当該デ |

| | | | Т | |
|-------|----------|--------------|-------------------|------------------------------------|
| | | | | 一夕項目以外の地方税情報を取 |
| | | | | 得することにより事務を行って |
| | | | | <u>差し支えない。</u> たわ、様お想供さいより |
| | | | | なお、情報提供ネットワーク システムを使用せずに、他市町 |
| | | | | システムを使用ですに、他中町 村に対して地方税情報の照会を |
| | | | | 行う場合は、番号利用法第 19 条 |
| | | | | の規定に留意し、個人番号をマ |
| | | | | スキングするなどの対応が必要 |
| | | | | であることに留意すること。 |
| | 特定障害者特別 | 第 55 条第 1 号イ | 地方税関係情報 | 従来どおりの事務運用の方法 |
| | 給付費、特例特定 | 21. | に係るデータ項 | により情報を取得する。(庁内連 |
| | 障害者特別給付 | | 目のうち、住宅貸 | 携や他市町村への照会等で地方 |
| 04.0 | 費の支給 | | 入金等特別控除 | 税情報が取得可能であり、添付 |
| 84–9 | | | 額、寄付金控除 | 省略が可能となる場合には、申 |
| | | | 額、市町村民税所 | 請者に対して添付書類の提出を |
| | | | 得割額等 | 求める必要はない。) |
| | | | | なお、情報提供ネットワーク |
| | 補装具費の支給 | 第 55 条第 1 号イ | 地方税関係情報 | システムを使用せずに、他市町 |
| | 決定 | | に係るデータ項 | 村に対して地方税情報の照会を |
| 84-33 | ,,,,, | | 目のうち、16 歳 | 行う場合は、番号利用法第 19 条 |
| | | | 未満扶養者数等 | の規定に留意し、個人番号をマ |
| | | | | スキングするなどの対応が必要 |
| | *** | | 地方税関係情報 | であることに留意すること。 従来どおりの事務運用の方法 |
| | 自立支援医療費 | 第 55 条第 4 号イ | 応万代国际情報 に係るデータ項 | により情報を取得する。(庁内連 |
| | の支給認定 | | 目のうち、「本人 | 携や他市町村への照会等で地方 |
| | | | 該当区分」の扶養 | 税情報が取得可能であり、添付 |
| | | | 控除対象、16歳 | 省略が可能となる場合には、申 |
| | | | 未満扶養親族等 | 請者に対して添付書類の提出を |
| 84-52 | | | | 求める必要はない)。 |
| | | | | <u>ただし、当該データ項目が提</u> |
| | | | | 供されなくても、自立支援医療 |
| | | | | 費の支給認定及び支給認定の変 |
| | | | | 更の事務の遂行に支障が生じな |
| | | | | い場合は、情報提供ネットワー |
| | | | | クシステムを使用して当該デー |
| | 自立支援医療費 | 第55条第5号イ | | タ項目以外の地方税情報を取得 |
| 84–73 | の支給認定の変 | | | することにより事務を行って差 |
| | | | | <u>し支えない。</u> なお、情報提供ネットワーク |
| | 更 | | | なお、情報提供イツトワーク システムを使用せずに、他市町 |
| | | | | フヘナムを使用せずに、他市町 村に対して地方税情報の照会を |
| | | | | 行う場合は、番号利用法第19条 |
| | | | | の規定に留意し、個人番号をマ |
| | | | | スキングするなどの対応が必要 |
| | | | | であることに留意すること。 |

情報提供ネットワークシステムを介した「地方税関係情報」の照会については、地方税法に基づく守秘義務との関係上、情報照会を行う事務手続の根拠法令に、本人(番号利用法第2条第6項に規定する「本人」をいう。以下同じ。)に対する質問検査権及びそれに応じない場合の担保措置(罰則等)がない場合、当該事務手続が申請に基づき行われ、かつ、その際に本人の同意を取ることが必要とされたところである。

障害保健福祉分野の「地方税関係情報」を扱う各事務手続における法令上の整理やそれに 伴う本人同意の取扱いについては、別途通知等により本年度中に周知する予定であることを 申し添える。

※資料の掲載場所

厚生労働省各制度所管部局からの事務連絡、参考資料等は、デジタル PMO の以下のページ から参照可能である。

https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/1525?documentId=1525&documentId=1525

以上